今金町文化財保存活用地域計画協議会設置要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、今金町文化財保存活用地域計画協議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の３第１項に規定する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という）の作成及び変更に関する協議並びに同法第183条の３第５項の認定（以下「文化庁長官の認定」という。）を受けた地域計画の実施に資するため、同法第183条の９第１項の規定に基づき、今金町文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（1）地域計画の作成及び変更に関すること。

（2）文化庁長官の認定を受けた地域計画の実施に係る連絡調整に関すること。

（3）前２号に掲げるもののほか、地域計画に関し必要な事項。

（組織）

第４条　協議会は、委員15人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

（1）歴史及び文化に関し、識見を有する者

（2）文化財保護に関し、識見を有する者

（3）関係行政機関の職員

（4）その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は２年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第６条　協議会に、会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、初回の会議は教育長が招集する。

２　協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、今金町教育委員会事務局社会教育グループにおいて処理する。

（委任）

第９条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和５年１月24日から施行する。